個人情報保護委員会（第350回）議事概要

１　日　時：令和８年２月25日（水）13:00～
２　場　所：個人情報保護委員会　委員会室
３　出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
　　宍戸委員、新保委員、藤井委員
　　佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、
　　戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、
　　片岡参事官、澤田参事官
４　議事の概要
（１）議題１：埼玉県所沢市における保有個人情報の取扱いについての個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
清水委員から「本件は、一般市民のマイナンバー制度に対する信頼を著しく損ねた事案であり、大変遺憾に思っている。他の団体への注意喚起も必要なことから公表することについて賛同する。
本事案において漏えい等報告が著しく遅れたことは大きな問題であると考えており、事案が生じた場合には、直ちに当委員会に報告すべきことを、他の団体にも研修等を通じて周知していただきたい。
今回の事案も参考に、今後の立入検査・実地調査において、ログの分析のみならず、担当課以外の職員によるイレギュラーな端末使用等に関する管理状況についてヒアリングを行う等、今回の事案から得られた教訓を生かしていただきたい」旨の発言があった。
これに対し、澤田参事官から「今後の立入検査・実地調査については、担当課以外の職員による端末使用等に関する管理状況についてのヒアリングを含めて、具体的にどのような対応が可能か考えたい」旨の発言があった。
宍戸委員から「今回の指導、事案の公表について賛同する。戸籍事務、マイナンバー法等を所管する関連機関とも、情報を共有し、連携をして、再発防止について取組を強化していただきたい」旨の発言があった。
藤井委員から「公表し、今後二度とこのようなことが起きないようにしていくことは大事なことだと思う。所沢市における再発防止策の実効性、自浄作用、継続性には、真因に基づいていない点で疑問があるので、今後資料の提出等を受けた際には適切にフォローアップしていただきたい」旨の発言があった。
原案のとおり、決定することとなった。
なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

（２）議題２：委員長代理の決定について
※内容について非公表

以上